

令和4年12月28日

理由

第1 問題点

1 健保法は、第87条第1項において、保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる」と規定している。健保法が療養の給付及び療養費の支給につき上記のように定めている趣旨は、健康保険においては、現物給付たる療養の給付を原則とするが、保険者が療養の給付を行おうとしても行うことができない場合もあり、そのため、保険者が療養の給付を行うことが困難である場合等で保険者がやむを得ないものと認めるときには、療養を給付することに代えて、現金給付としての療養費支給の方法を認めたものである。

そして、健保法第87条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用するものとされている(同法第110条第7項)。

また、療養費の支給対象となる治療用装具の範囲について、保険者は、従来、疾病又は負傷の治療遂行上必要不可欠な範囲のものに限って療養費の支給を行ってきたおり、単に日常生活における利便性のためや、スポーツなどの一時的な使用目的のためといったものについては、支給の対象とはされておらず、健保法第87条第1項にいう「困難であると認めるとき」及び「やむを得ないものと認めるとき」がいかなる場合であるかについては、保険者の合理的裁量による認定に委ねられているものと解されるところである。

2 本件の場合、当該協会が、前記「事実」欄第3の2記載の理由により原処分をしたことに対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による家族療養費(以下、単に「家族療養費」という。)の支給を求めることである。

第2 事案の概要

本件は、請求人の被扶養者であるA(令和〇年〇月〇日生。以下「被扶養者」という。)の治療用装具とされる頭蓋骨矯正ヘルメット(以下「当該装具」という。)の購入に要した費用について、家族療養費の支給を申請した請求人に対し、全国健康保険協会(以下「当該協会」という。)〇〇支部長(以下「支部長」という。)が、「健康保険の支給対象と認められないため」として、家族療養費を支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 再審査請求の経過

- 1 請求人は、被扶養者が、a病院 b科B医師の頭蓋骨縫合早期癒合症(以下「当該傷病」という。)の治療に必要であるとの診断及び処方に従って、当該装具の購入に要した費用について、令和〇年〇月〇日(受付)、当該協会に対し、家族療養費の支給を申請した。
- 2 当該協会は、令和〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「健康保険の支給対象と認められないため」として、当該装具については、家族療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

当該装具の購入に要した費用が、家族療養費の支給対象と認められないかどうかである。

第2 事実の認定及び判断

1 「略」

2 本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 頭蓋骨縫合早期癒合症は、頭蓋縫合（骨と骨とのつなぎ目）のひとつあるいはそれ以上が障害され早期に癒合する病態で、頭蓋内圧亢進など種々の症状を呈するとされている。

一方、頭蓋骨矯正ヘルメット治療は、一般に赤ちゃんの頭のゆがみに対する治療のひとつであり、ヘルメットをかぶせることにより頭の平らな部分を保護して自然な成長を促し、頭の出っ張った部分に対し適度に圧力を加えることで頭の歪みを矯正するのがメカニズムとされ、審美的または将来的な疾患を防ぐ予防的なものとされている。従って、同治療は医療保険の対象とはされていない。

- (2) 上記1掲記の事実により、被扶養者に係る診療の経緯をみると、c病院で令和〇年〇月〇日に頭蓋変形で診療され、令和〇年〇月〇日にa病院で生後〇月で頭蓋骨癒合症と診断され、同月〇日に当該装具が装着されている。そして令和〇年〇月〇日に頭蓋骨切り及び骨延長器装着術が実施されている。術後の同年〇月〇日に頭蓋顔面顎矯正ヘルメット（以下「2つ目の装具」という。）が装着され、この2つ目の装具については保険者は「術後に関しては骨癒合がある程度手術目的に合う必要があるのでは着用は必要と考える」との理由で家族療養費が支給されている。

- (3) 請求人が提出したB医師作成の意見および証明書によれば、同医師は、当該傷病の治療のため、当該装具の装着の必要を認めたことは確認できる。しかしながら、ヘルメット治療は、一般的には頭蓋変形を矯正する為の治療であり、審美的または将来的な疾患を防ぐ予防措置であるとされていることは

前述のとおりであるので、そうすると、本件において家族療養費の支給を容認するためには、当該装具の装着が、審美的または予防的措置のみならず、当該傷病が第1の1掲記の「治療遂行上必要不可欠な治療」であったことが認められる必要があるが、本件で提出された上記資料によってはこれを認めるには十分でなく、外にこれを認めるに足りる資料は見当たらない。

そうすると、保険者が、本件装具について、「健康保険の支給対象と認められないため」として、家族療養費を不支給とした判断に誤りがあるということではできない。

- 3 以上のことから、原処分は妥当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁決する。